



飲食店の皆さまへ

『飲食店における飛沫感染 防止対策事業費補助金』 がスタートします

1店舗あたり **最大5万円**を支給します

※ 補助率：10/10

対象となる施設は？

県内で食品衛生法に基づく『飲食店営業許可』または『喫茶店営業許可』を受けて営業する飲食店が対象です。

※ コンビニ等のイトインスペース、テイクアウト、デリバリー、自動販売機を除きます。

対象となる経費は？

令和3年4月1日から令和3年7月30日の間に購入したパーティション(アクリル板等)の購入費が対象です。

※ 購入経費のうち、消費税は対象外です。
※ 申請には、レシートや領収書が必要です。既に購入済みの方は、廃棄せず保管しておいてください。

アクリル板じゃないといけないの？

飛沫を防ぐためのパーティションであれば、アクリル板ではなくても対象となります。

支給の条件は？

岐阜県が発行する『新型コロナ対策実施店舗向けステッカー』を店舗に掲示していることが条件です。



申請開始日：令和3年5月31日(予定)

お問い合わせはこちら

補助金に関するコールセンター

☎ 058-274-0150

申請様式や申請方法等の詳細は
ホームページをご確認ください



岐阜県 アクリル板 補助金

検索

